

建築・解体費用

を補助します!

[大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業]

対象となる敷地

「防災コミュニティ道路」沿道の敷地
(防災コミュニティ道路の位置は裏面参照)

主な補助要件

- ・耐火建築物又は準耐火建築物
- ・道路中心線から3m以上、壁面を後退
- ・道路中心線から2.5mの範囲を道路として整備
- ・道路中心線から2.5m以上3mの範囲は円滑な避難や消防活動ができるように整備
(段差等を設けない等)

主な補助対象項目（補助率）

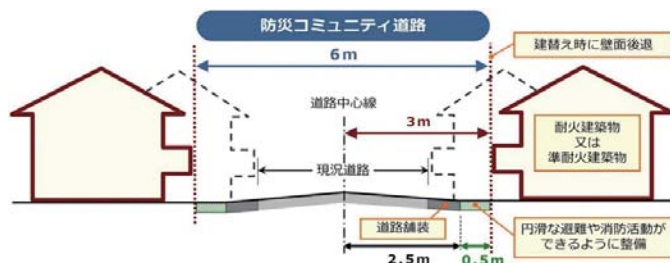
- ・建替前の建物の解体費（2/3）
 - ・建替後の建物の設計費及び耐火構造費（1/2）
 - ・セットバックに係る道路整備費（1/2）
- ※補助対象項目ごとにも限度額単価があります。

敷地に対する補助限度額^{※1}

	現況道路幅員	
	5m未満	5m以上
一般敷地	150万円	100万円
狭小敷地等 ^{※2}	200万円	150万円

※1 敷地の間口長さが10m以上15m未満の場合は1.5倍、15m以上の場合は2倍になります。

※2 「狭小敷地等」…道路の中心から水平距離3mの線までの部分を除いた敷地の面積が、35㎡以下または敷地面積の80%以下となる敷地

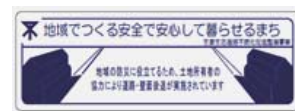


主な注意事項

- ・手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。
- ・2月末までに建替え工事等の完了報告の手続きを行ってください。
- ・補助金の交付決定前に契約又は工事着手した場合は、補助金を受けることができません。
- ・補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- ・この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

後退用地等について

- ・後退用地およびすみ切り用地の所有権の移転はなく、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
- ・補助を受けて整備された後退用地等には、後退表示板を設置していただきます。



後退表示板

防災コミュニティ道路の位置図



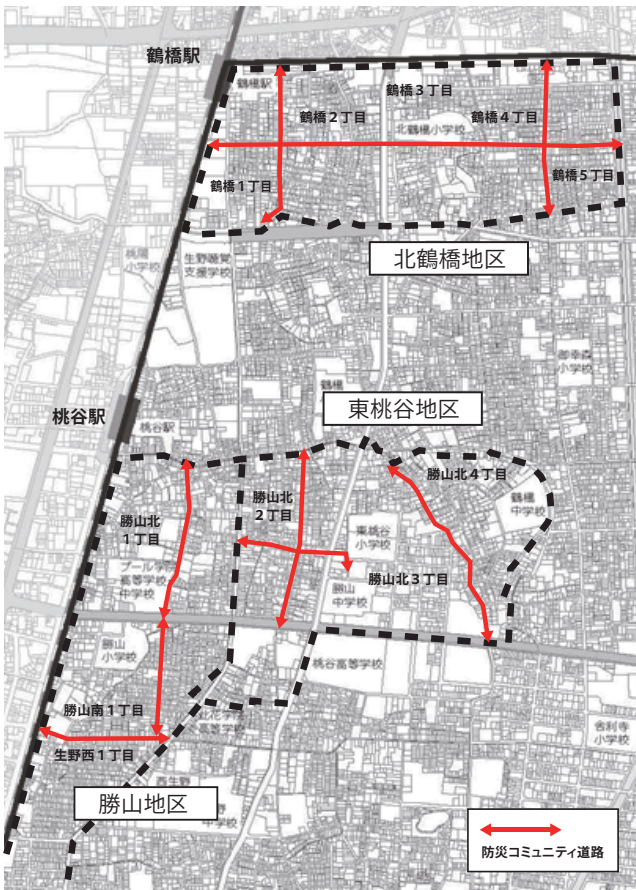
【東成区】



【福島区】



【阿倍野区】



【生野区】

ご相談・お問い合わせ

大阪市役所 7階

大阪市都市整備局

市街地整備部 住環境整備課

TEL 06(6208)9235

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3-20

開庁時間: 平日 9時~17時30分

閉庁日: 土曜、日曜、祝日、年末年始

「主要生活道路不燃化促進整備事業
(防災コミュニティ道路の整備)」

ホームページ

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html>



その他の補助制度について

- ・ 大阪市では、古い木造住宅等の解体の際に利用できる補助制度や、狭い道路に面した建物の建替え等の際、後退した部分を道路として整備する場合、拡幅整備費用の一部を補助する制度があります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。
- ・ 本制度を活用した後に戸建住宅を建設する場合、所定の要件を満たす方は、【フラット35】地域連携型として借入金利が 当初5年間、年0.25パーセントの引下げを受けることができます。

